

昭和二十九年国家公安委員会規則第七号

警察職員
警察職員の服務の宣誓に関する規則
人事院規則一四一六（職員の服務の宣誓）第二項の規定に基き、警察職員の服務の宣誓に関する規則を次のように定める。

新たに警察職員（非常勤職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。）となつた者は、次の宣誓書を任免権者に提出しなければならない。

宣誓書

私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとられず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平中正に警察職務の遂行に当たつることを固く誓います。

氏名
年月日

附則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

附則（平成一四年四月一日国家公安委員会規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月二六日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和五年三月一〇日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。